

広島市観音新町運動広場
命名権取得者公募要項

令和6年10月

広島市

<目 次>

1	公募の趣旨	P 1
2	対象施設	P 1
3	応募資格	P 1
4	公募内容	P 1
5	応募条件等	P 1
6	応募書類の提出等	P 2
7	命名権の導入に伴う名称看板の設置等	P 3
8	選考方法	P 4
9	応募の秘密保持及び選考結果等	P 4
10	契約の締結及び解除	P 5
11	その他	P 5

別紙 1 広島市観音新町運動広場の概要

別紙 2 広島市広告掲載要綱

別紙 3 広島市広告掲載基準

別紙 4 命名権名称看板の設置想定場所等

別紙 5 応募書類一覧表

(様式集)

様式 1	命名権取得者応募申込書
様式 2 - 1	応募者の概要・法人用
様式 2 - 2	応募者の概要・法人以外用
様式 3	役員名簿
様式 4	過去の法令違反の状況
様式 5	社会貢献及び地域貢献活動の状況等
様式 6	質問書

1 公募の趣旨

令和7年3月29日に供用開始を予定している広島市観音新町運動広場の開業後の修繕費等の財源を確保するため、命名権取得者を募集します。

2 対象施設

広島市観音新町運動広場（以下「観音新町運動広場」という。施設概要は別紙1のとおり。）

3 応募資格

(1) 広島県内に本社若しくは支店又はこれに準ずる事業所を有すること。

法人以外の者にあつては、応募者又は応募団体の代表者住所地在広島県内にあること。

(2) 次のアからエのいずれにも該当しないこと。

ア 広島市広告掲載基準第2条に規定する規制業種又は事業者該当する者

イ 国税、都道府県税又は市町村税^{*}の滞納がある者

※ 本社が広島県外にある法人の場合：本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに広島県税及び広島県内の市町村税

ウ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件のいずれかに該当していると認められる者

エ 命名権導入時の指定管理者^{*1}の主たる事業目的等と競合関係^{*2}にある者

※1 指定管理者は令和6年12月議会により決定する。なお、令和6年11月下旬頃に指定管理者候補者の選定結果を公表する予定。

※2 「競合関係」とは、指定管理者の主たる事業目的等と競合する事業に係る収入が総営業収入の5割超を占める場合をいう。

4 公募内容

(1) 呼称案及びその理由

(2) 1年当たりの契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）

5 応募条件等

(1) 呼称等

ア 条例に規定する施設の名称は変更せず、企業名、商品（ブランド）名等を含む呼称及びロゴマークを付けることができます。

イ 命名権導入時の指定管理者の主たる事業目的等と競合する企業の名称等を呼称として使用することはできません。

ウ 一般に、使用の目的（例：〇〇運動広場）が分かる呼称としてください。

エ 広島市広告掲載要綱（別紙2）第5条並びに広島市広告掲載基準（別紙3）第3条及び第4条で広告掲載を行わないことが規定されている内容に該当する呼称は使用できませ

ん（例：政治性又は宗教性のある呼称、個人の氏名を呼称とするもの）。

オ 呼称は、後記 8(1)の選考委員会による命名権取得候補者の選考の後、必要な場合は、部分的な修正を依頼することがあります。

カ 呼称の長さによっては、広島市と命名権取得者で協議の上、略称を定める場合があります。印刷物や標識等に表示する場合において、呼称名に代えて略称を用いることができることとします。

キ 決定した呼称及びロゴマークに関する知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）は、市が無償で使用できるものとします。

ク 契約期間中の呼称変更は原則認めません。

(2) 呼称使用期間

呼称の使用期間は、観音新町運動広場の供用開始（令和 7 年 3 月 29 日予定）から 5 年と 3 日間（令和 12 年 3 月 31 日）とします。

(3) 命名権料

ア 命名権料は、応募者が提案した契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）とします。ただし、契約希望金額は 1 年につき、100 万円（消費税及び地方消費税を除く。）を下回ることはできません。

イ 命名権取得者は、契約期間中、各年度の命名権料を前年度の 3 月末まで支払うものとします。なお、令和 7 年 3 月 29 日から令和 7 年 3 月 31 日の 3 日間については、日割りした命名権料を使用開始の前日（令和 7 年 3 月 28 日）までに支払うものとします。

(4) 優先交渉権の付与

次期契約については、更新前の契約条件を基準として、経済事情等諸般の事情を考慮し、命名権取得者と市が協議の上、契約を更新することができるものとします。

6 応募書類の提出等

(1) 応募書類の提出

ア 提出期限 令和 6 年 12 月 2 日（月）午後 5 時 15 分

イ 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

ウ 提出方法 持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着）

エ 提出先 広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号（本庁舎 2 階）
電話：082-504-2503 E-mail：sports@city.hiroshima.lg.jp

オ 提出書類及び提出部数 別紙 5 のとおり

(2) 質問の受付等

本公募要項に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付期限

令和6年10月30日（水）午後5時15分

イ 受付方法

質問書（様式6）により、電子メールにより提出してください。

ウ 回答方法

令和6年11月13日（水）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

当該回答をもって、本公募要項の追加又は修正とみなします。

7 命名権の導入に伴う名称看板の設置等

- (1) 施設の名称看板の設置（変更）及び維持管理に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (2) 名称看板の設置を想定している場所は別紙4のとおりであり、原則、図に示す範囲内で設置してください。
- (3) 看板設置工事可能期間は令和7年2月上旬から令和7年3月下旬までを予定しています。ただし、工事に当たっては、広島市と事前に協議、調整が必要です。
- (4) 看板の設計、設置場所の検討、決定に当たっては、広島市に協議、確認を受けてください。
- (5) 命名権取得者は、7(2)に基づき名称看板を設置することとした上で、さらに、自己の負担により、広島市に対して新たな名称看板の設置等を提案することができます。ただし、広島市屋外広告物条例等に基づき、名称看板の大きさ、色彩、設置場所などに一定の制限が生じるとともに、別途手続きが必要となる場合があります。
- (6) 広島市屋外広告物条例に基づく申請が必要となる場合には、申請の手続きを命名権取得者、広島市のいずれが行うときにも、命名権料とは別に、申請手数料相当額を命名権取得者の負担とします。
- (7) 敷地外の案内、道路標識等の表示変更は、広島市や関係機関と協議の上、可能なものについて行っていただきます。また、その場合、広島市や関係機関が表示変更を行い、実費を負担していただくことがあります。
- (8) 契約期間終了後の原状回復に係る費用は、命名権取得者の負担とします。
- (9) 広島市は、命名権による呼称の使用に努めます。ただし、呼称に条例上の名称（広島市観音新町運動広場）を併記する場合があります。
- (10) 指定管理者が作成するパンフレットや封筒等の印刷物、ホームページの表示変更などに係る費用が新たに生じる場合には、命名権取得者の負担とします。
- (11) 呼称の使用開始以降に開催されるイベントであっても、命名権取得者決定時に、イベント開催者が既にチケットやチラシ等を印刷している場合には、それらに呼称を表示することはできません。
- (12) 広島市が既に作成しているパンフレットやホームページ等の呼称については、観音新町

運動広場の供用開始後に順次差し替えていく予定です。

8 選考方法

(1) 審査委員会の設置

ア 命名権取得候補者の選考を行う審査委員会を設置します。

イ 審査委員会は、提出された応募書類に基づいて命名権取得候補者の選考を行います。

ウ 審査委員会は、応募者が1者である場合、又は失格その他の理由により1者となった場合においても、当該応募者の応募内容について、審査を行います。

(2) 評価項目及び配点

評価項目及び配点は次のとおりです。

評価項目（※）		配点
①適格性	・経営状況等（命名権料を支払う能力があるか） ・社会貢献及び地域貢献活動の状況 ・コンプライアンスに関する状況	30
②名称	・施設の呼称としてのふさわしさ（市民にとって親しみやすいか、浸透しやすいか）	20
③契約希望金額	・各応募者の契約希望金額と、応募者中の最高希望金額との比率により算定する。 [計算式] 契約希望金額／最高契約希望金額×50点（小数第2位を四捨五入）	50
合計		100

※ 契約希望金額（消費税及び地方消費税を除く。）が100万円を下回る場合は、0点とします。

※ 評価項目のいずれか1項目に「0点」がある場合は、選考の対象外とします。

9 応募の秘密保持及び選考結果等

(1) 応募の秘密保持

ア 応募者名及び応募内容は、応募受付時から選考終了後においても、非公開とします。

ただし、命名権取得予定者については、選考結果の発表においてその一部を公表します。

イ 応募者は、広島市が命名権取得予定者を公表するまで、選考の公平性を確保するため、応募の事実及び応募内容を公表することはできません。

ウ 選考委員会の選考内容は、非公開とします。

(2) 命名権取得予定者の発表等

ア 選考結果は、令和7年1月上旬頃を目途に全ての応募者に通知するとともに、命名権取得予定者との細目の協議が整い次第、公表します。

イ 公表内容は、命名権取得予定者の名称・所在地・代表者氏名、施設の呼称、命名権料、呼称使用期間とします。その他の応募書類の内容や命名権取得予定者に決定しなかった者の応募書類の内容については、公文書開示請求が提出された場合、広島市情報公開条例に基づき取り扱います。

ウ 選考委員会の審査内容及び選考結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じられません。

10 契約の締結及び解除

- (1) 命名権取得予定者の公表後、速やかに広島市と命名権取得予定者の間で契約を締結します。
- (2) 命名権取得予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
 - ア 前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになったとき。
 - イ 社会的に著しい不祥事を起こしたときや反社会的行為を行ったとき、又は明らかに当該行為を行ったと類推されることにより呼称の使用が困難になったとき。
- (3) 契約を締結した後であっても、契約に違反したとき又は上記(2)ア若しくはイに該当した場合は、契約を解除します。その場合においては、既納の命名権料は返還しません。

11 その他

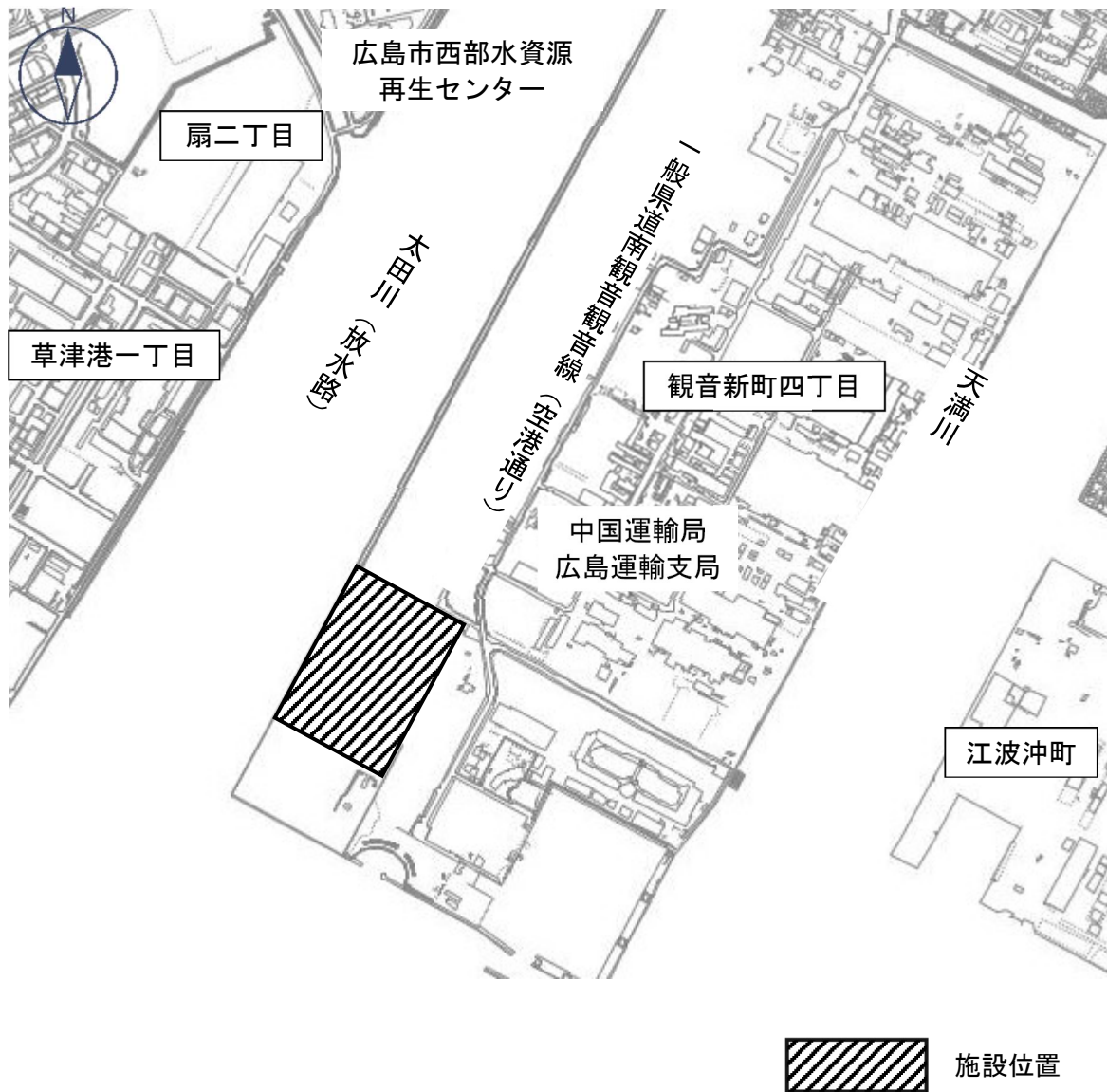
- (1) 応募しようとする者は、受付期間内に全ての応募書類を提出してください。なお、応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 応募を辞退する場合は、広島市市民局文化スポーツ部スポーツ振興課に連絡の上、速やかにその旨を書面で提出してください。ただし、提出された応募書類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 次の要件に該当した場合は失格とし、選考の対象外とします。
 - ア 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 公募要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
 - ウ 応募書類が受付期間を経過した後に提出された場合
 - エ 応募日以降において、前記3の応募資格を欠くことが認められる事実が明らかになった場合
 - オ 前記9(1)の応募の秘密保持に関する規定に違反した場合
 - カ その他不正行為があった場合
- (4) 観音新町運動広場の指定管理者の決定は令和6年12月を予定しています。その契約状況によっては、命名権の公募を中止する場合があります。この場合において、命名権の取得手続に係る費用を含め、応募者に生じた一切の損害について、広島市は責任を負わないものとします。
- (5) 応募者は、応募を行ったことにより、本公募要項の各条件を受諾したものとみなします。

広島市観音新町運動広場の概要

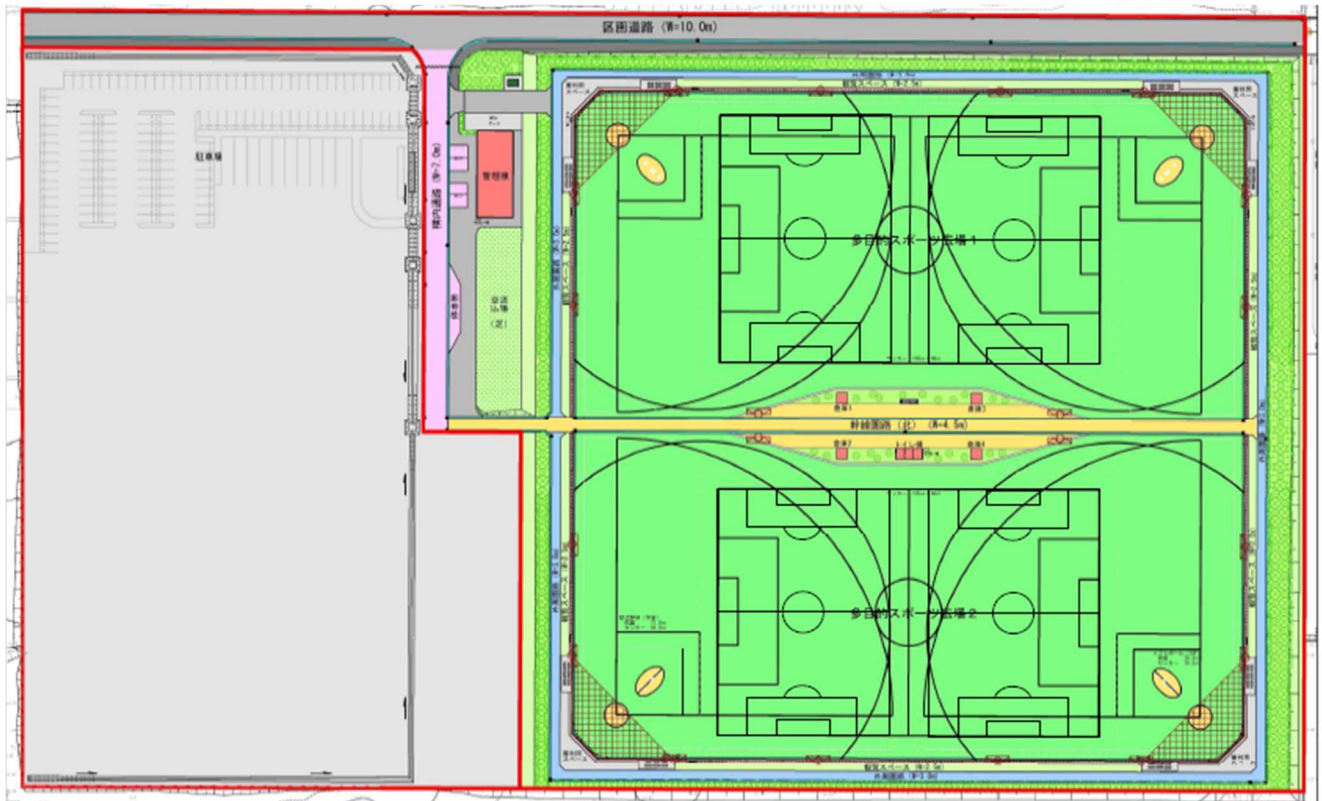
1 所在地

広島市西区観音新町四丁目 2 8 7 4 番地の 6 9

【位置図】



【施設図】



2 施設の概要

少年野球やソフトボールが同時に4面利用でき、それらが利用しない場合にはサッカーが2面同時に利用可能。

整備面積	180メートル×185メートル
グラウンド	人工芝（マウンド、ホームベース周辺を除く）
付帯設備	簡易照明設備、防球ネット、管理棟、駐車場 等

3 イメージパース



広島市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源の確保による市民サービスの向上及び地域経済の活性化に資するため、市の資産を広告媒体として活用して民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 広告掲載に関し、この要綱に規定する事項について、他の要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 広報印刷物

イ WEBページ

ウ 施設

エ その他広告媒体として活用できる市の資産

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 局 広島市事務分掌条例（昭和50年広島市条例第81号）第1条に規定する局及び室並びに会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、議会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局をいう。

(広告媒体の決定)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、当該広告媒体を所管する局の長（以下「所管局長」という。）が定める。

(広告掲載の基本的な考え方)

第4条 市の広告媒体に掲載し、又は掲出する広告は、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるものでなければならない。

(広告の範囲)

第5条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの

(5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 美観風致を害するおそれがあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項の規定により広告掲載を行わない広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲載位置等は、当該広告媒体ごとに所管局長が定める。

(広告の募集方法等)

第7条 広告の募集方法、予定価格、選定方法等については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、所管局長が定める。

(広告の審査等)

第8条 所管局長は、広告媒体に掲載し、又は掲出する広告に関する審査を行い、その可否を決定する。

2 所管局長は、前項の可否について疑義が生じたときは、第10条に規定する広島市広告審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 所管局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載し、又は掲出する広告の可否を審査し、意見を述べるため、審査会を設置する。

- 2 審査会は、財政局次長を委員長とし、財政局財政課長を副委員長とし、企画総務局広報課長、市民局消費生活センター所長、市民局人権啓発部人権啓発課長、教育委員会事務局青少年育成部育成課長、広告媒体を所管する課長を委員として組織する。
- 3 施設への広告掲載に関する審査の場合は、前項に定める委員に財政局管財課長を加えることができる。
- 4 広島市屋外広告物条例（昭和54年広島市条例第65号）第3条又は第10条第1項の許可が必要な屋外広告に関する審査の場合は、第2項に定める委員に都市整備局都市計画課都市デザイン担当課長を加えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第11条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、第8条第2項に規定する求めがあった場合において、委員長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会議は、委員長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、財政局財政課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、所管局長又は財政局長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成19年7月18日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月13日から施行する。

広島市広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広島市広告掲載要綱第5条第2項に規定する広告の範囲、その他必要な事項について定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(規制業種又は事業者)

第2条 次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。）に関する業種
- (5) 投機の商品に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 債権取立て、示談引受け等に関する業種
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業
- (9) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (11) 興信所・探偵事務所等を営む事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (14) 各種法令に違反している事業者
- (15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (16) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている事業者
- (17) 本市の市税を滞納している事業者
- (18) その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
 - イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）
- (5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。
- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告（法人の名称等により当該法人の業種が明らかであり、かつ、年賀・慶弔等あいさつを目的としていないなど、広告掲載が適当と認められる法人の広告を除く。）
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 色又はデザイン等が景観と著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの
 - イ 地域のルール及び慣習によって形成されてきた景観や文化にそぐわないもの
 - ウ 自動車等運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫にするおそれがある等、交通安全を阻害するおそれがあるもの
 - エ その他良好な景観の形成及び風致の維持を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
例) 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等（掲載に際しては、根拠となる資料が必要）
 - イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
例) 「今が最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等
 - ウ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

- キ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
 - コ 他人名義の広告
 - サ 責任の所在が明確でないもの
 - シ 広告の内容が明確でないもの
 - ス 国、地方公共団体その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの（国、地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。）
 - セ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）を含むもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し、又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - オ 占い、運勢判断等に関するもの
 - カ 通貨及び郵便切手を複写したもの
 - キ 謝罪、釈明等に関するもの
 - ク 尋ね人、養子縁組等に関するもの
 - ケ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
 - コ デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの
 - サ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
 - シ その他社会的に不適切なもの

（業種ごとの基準）

第4条 掲載する広告の表示内容については、次の各号に定める業種ごとの基準に留意するものとする。
なお、医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれがあるものについては、関係法令等の所管課に確認するものとする。

(1) 人材募集

- ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守していること。
- イ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。
- ウ 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

- (2) 語学教室等
安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
例) 「1か月で確実にマスターできる」等
- (3) 学習塾・予備校・専門学校等
ア 合格率等実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する(根拠となる資料が必要)。
イ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。
- (4) 外国大学の日本校
日本の学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示すること。
- (5) 資格講座
ア 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設ける場合、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用せず、当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示する。
イ 「行政書士講座」等の講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用せず、当該資格取得には、別に国家試験を受ける必要がある旨を明確に表示する。
ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
- (6) 病院、診療所、助産所
ア 医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5又は第6条の7及び獣医療法(平成4年法律第46号)第17条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨の表示はしてはならない。
ウ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等その効果を推測的に述べることはできない。
エ マークを表示することはできるが、そのマークが示す内容を文字により併せて表記しなければならない。また、赤十字のマークや名称を自由に用いることはできない。
- (7) 施術所(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復)
ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第7条又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設(整体院、カイロプラクティック、エステティック等)の広告は掲載できない。
- (8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)
広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
- (9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品
広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
- (10) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
ア サービス全般(介護老人保健施設及び介護医療院を除く。)
(イ) 介護保険法に規定する介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
(ロ) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
(ハ) 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
例) 「〇〇市事業受託事業者」等

イ 介護老人保健施設

介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

ウ 介護医療院

介護保険法第112条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

エ 有料老人ホーム

(7) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守すること。

(4) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

(ウ) 有料老人ホームに関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。

オ 有料老人ホームの紹介業

(7) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(4) 利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(11) 墓地等

市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

(12) 不動産事業

ア 広告掲載主体に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産の売買や賃貸の広告には、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 不動産の表示に関する公正競争規約（平成17年公正取引委員会告示第23号）による表示規制に従う。

エ 契約を急がせるような表示のものは掲載しない。

例) 「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(13) 弁護士・公認会計士・税理士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定し、顧問先又は依頼者名の表示はしない。

(14) 旅行業

ア 一般社団法人日本旅行業協会又は一般社団法人全国旅行業協会の会員に限る。

イ 企画旅行の広告は、登録番号及び所在地等を明記する。

ウ 不当表示に注意する。

例) 「白夜でない時期の「白夜旅行」」、「行程にない場所の写真」等

(15) 通信販売業

ア 会社の概要及び商品カタログ等を検討し、本市が妥当と判断したものだけに掲載する。

イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条に規定する表示事項はすべて表示すること。

ウ 返品等に関する規定が明確に表示されていること。

(16) 雑誌・週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

オ タレント等著名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の

念を与えないものであること。

キ 未成年、心神喪失者等の犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク 公の秩序及び善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画・興業等

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容のものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは使用しない。

カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例) 「回収」、「引取り」、「処理」、「処分」、「撤去」、「廃棄」等

(19) 結婚相談所・交際紹介業

ア 結婚相手紹介サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）する出版物の広告は、掲載しない。

(21) 募金等

ア 募金内容は、社会福祉事業のための寄附金募集に限る。

イ 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

ウ 下記の主旨を明確に表示すること。

例) 「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」等

(22) 質屋・チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例) 「〇〇〇のバッグ50,000円」、「航空券 東京～福岡 15,000円」等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(23) トランクルーム及び貸し収納業者

ア 「トランクルーム」との表示には、倉庫業法（昭和31年法律第121号）第25条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、その旨を表示すること。

イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

例) 「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(24) ダイヤルサービス

各種ダイヤルサービスは内容を確認の上判断する。

(25) ウイークリーマンション等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(26) 宝石販売業

虚偽の表現に注意すること。

例) 「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には、通常、メーカー希望価格はない。）等

(27) 規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

第2条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、

この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

(28) その他、表示について注意を要するもの

ア 割引価格

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例) 「メーカー希望小売価格の30%引き」等

イ 比較広告

主張する内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかることがある場合、その旨を明示すること。

例) 「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります。」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

オ 肖像権及び著作権

無断使用がないか確認すること。

カ アルコール飲料

(ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例) 「お酒は20歳を過ぎてから」等

(イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止

例) お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等

(WEBページに関する特例)

第5条 WEBページへの広告に関しては、WEBページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWEBページを集合し、情報提供することを主たる目的とするWEBページで、広島市広告掲載要綱、この基準その他市の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWEBページを閲覧者に^{あつ}斡旋し、又は紹介しているWEBページの広告は掲載しない。

(広告媒体ごとの基準)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(掲載基準の適用)

第7条 この基準の適用については、広告ごとに具体的に判断し、当該広告の全部又は一部について修正、削除等が必要な場合には、広告主に依頼することとする。広告主は、正当な理由がある場合以外は、修正、削除等に応じなければならない。

附 則

この基準は、平成19年7月18日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

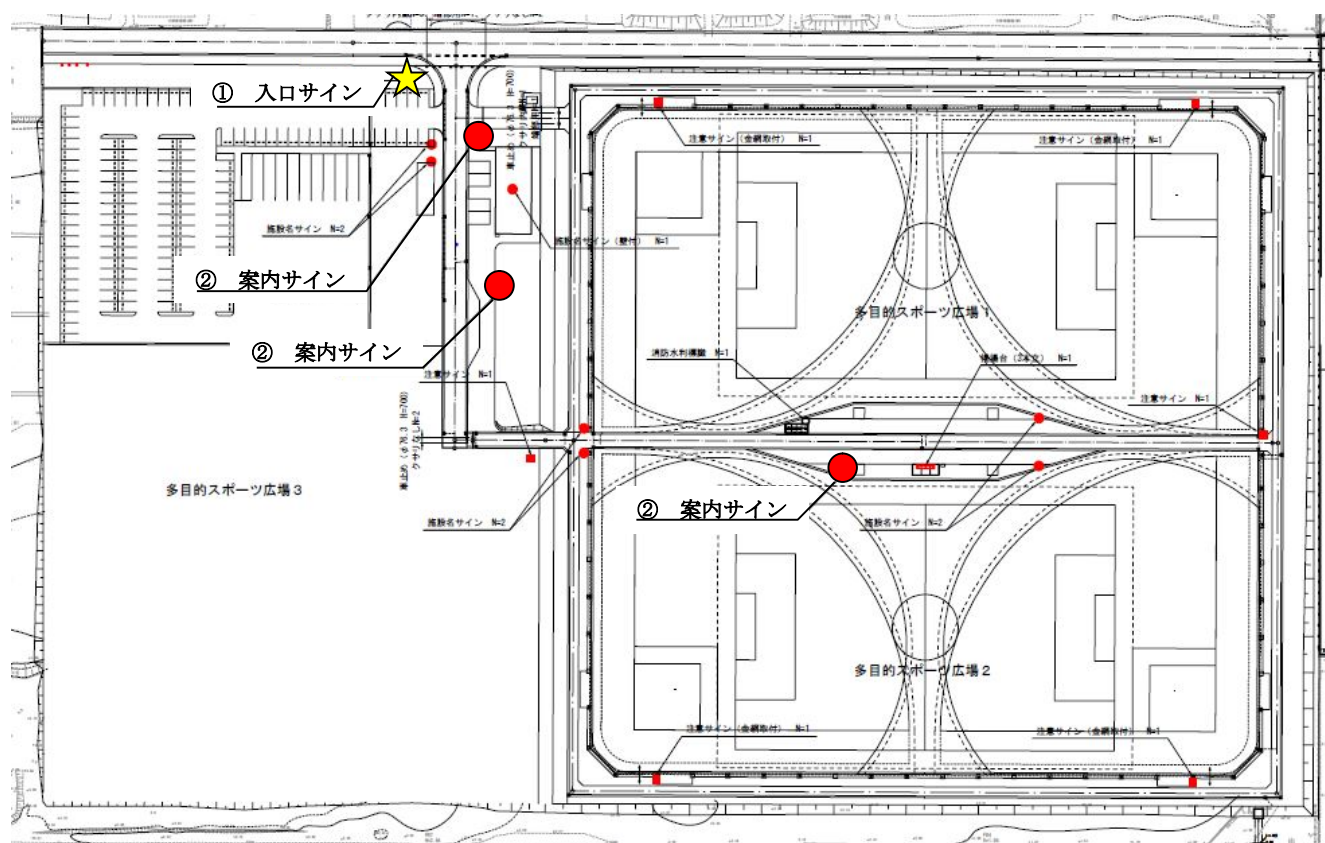
この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。



(参考) 看板設置想定箇所及び既設看板

- ① 入口サイン (両面)
w890×h3895(mm)



② 案内サイン（片面） w1490×h1090(mm)



応募書類一覧表

1 法人の場合

応募書類	提出部数		備考
	正本	副本	
①命名権取得者応募申込書（様式1）	1部	10部	押印不要
②登記事項証明書又は商業・法人登記簿 謄本（原本）	1部		発行後3か月以内のもの
③国税、法人所在地の都道府県税及び市 町村税（※1）の納税証明書（原本）	1部		・未納の税額（滞納）がないこ とを証明したもの ・発行後3か月以内のもの
④応募者の概要（様式2－1・法人用）	1部	10部	
⑤直近3年間の決算報告書	1部		
⑥役員名簿（様式3）	1部		内容について、暴力団排除のた め関係する官公庁へ照会する 場合があります。
⑦過去の法令違反の状況（様式4）	1部	10部	応募の日から過去3年間にお ける法令違反の内容（※2）及 びその対応状況を記載するこ と。
⑧社会貢献及び地域貢献活動の状況等 （様式5）	1部	10部	参考資料がある場合は添付す ること。

※1 本社が広島県外にある場合：本社所在地の都道府県税及び市町村税並びに広島県税及び広島県内の市町村税

※2 記載対象となる法令違反行為

- ・ 行政処分（業務改善命令、業務停止命令、登録・許可・認可の取消し、勧告、警告、指示、課徴金の徴収等）の対象となる違法行為
- ・ 刑事罰（罰金、懲役等）の規定に違反する行為

2 法人以外の場合

応募書類	提出部数		備考
	正本	副本	
①命名権取得者応募申込書（様式1）	1部	10部	押印不要
②住民票の写し（又は外国人登録原票の 写し）（原本）	1部		発行後3か月以内のもの
③国税、法人所在地の都道府県税及び市 町村税（※1）の納税証明書（原本）	1部		・未納の税額（滞納）がないこ とを証明したもの ・発行後3か月以内のもの
④応募者の概要（様式2－2・法人以外の	1部	10部	

応募者用)			
⑤令和３年～令和５年分の所得税確定申告書の写し	１部		
⑥役員名簿（様式３）	１部		内容について、暴力団排除のため関係する官公庁へ照会する場合があります。
⑦過去の法令違反の状況（様式４）	１部	１０部	応募の日から過去３年間に於ける法令違反の内容（※２）及びその対応状況を記載すること。
⑧社会貢献及び地域貢献活動の状況等（様式５）	１部	１０部	参考資料がある場合は添付すること。

３ 提出に当たっての留意事項

- (1) 正本については、①から⑧の順に綴って提出してください。
- (2) 副本については、正本の写しを①から⑧の順に綴り（提出部数欄を斜線で抹消している書類については、副本の提出は不要です。）、参考資料を含む応募書類全てに通しでページ番号を付したものを１０部提出してください。
- (3) 記載する内容がない書類であっても、「該当がない」ことを記載した上で、全ての書類を提出してください。応募書類が不足する場合は失格としますので、注意してください。
- (4) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。